

「幌延深地層研究の確認会議」の開催について

1 背景・目的

- ・ 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）より「幌延町における深地層の研究に関する協定書」（以下、三者協定という。）第7条の規定に基づき「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」（以下、研究計画（案）という。）について、研究期間延長の協議の申し入れがあった。
- ・ 平成10年（1998）に策定された「深地層研究所（仮称）計画」（以下、当初計画という。）では、研究期間を20年程度としており、令和3年（2021）3月に20年が経過するが、この度の協議申し入れでは、令和2年度以降の研究期間を第3期中長期目標期間と第4期中長期目標期間を中途に延長するもの（機構の説明では9年間）。
- ・ 道と幌延町では、研究計画（案）について、三者協定との整合を確認するため、平成15年（2003）に三者協定第14条により定めた「幌延深地層研究の確認会議」設置要綱（以下、設置要綱という。）第4により、「幌延深地層研究の確認会議」（以下、確認会議という。）を開催する。

2 確認項目

三者協定の遵守を前提に、研究計画（案）の内容について機構に確認する。

（論点）

- ① 必要性：研究の進捗状況の確認と評価、環境の変化、変更の理由など
- ② 妥当性：当初計画との変更点（目的や位置付けなど）の確認、変更理由と変更内容の合致、変更内容の問題点や疑問点など
- ③ 三者協定との整合性：協定との間で齟齬がないかの確認など

3 構成員

設置要綱第3により次のとおりとする。

- ・ 北海道：経済部環境・エネルギー室長（座長）、宗谷総合振興局産業振興部長
- ・ 幌延町：副町長、企画政策課長

4 会議の開催

設置要綱第4により、次のとおりとする。

- ・ 原子力機構の出席により説明聴取などを行うほか、国立研究開発法人である原子力機構の所管官庁である文部科学省及び経済産業省に対しても必要に応じ出席を求める。
- ・ 専門有識者を招へいし、道や幌延町とともに、研究計画（案）の内容について疑問点を含め原子力機構に確認するほか、確認会議の場などで疑問点や課題について意見の発言などを求める。

5 会議の開催時期と回数

9月から数回を予定。

6 会議の公開

- ・ 会議は原則公開とし、開催前にHP等により開催を周知する。傍聴については、会議の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
- ・ 配布資料、議事要旨などはHPを通じて公開する。ただし、特段の事由により非公開とする場合は、理由を明示するものとする。